

# 金沢市新採介護職員サポーター制度導入費補助金交付要綱

(平成30年3月23日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護職員の早期離職を防止し、その定着に資するため、介護サービス事業者が行う新採介護職員サポーター制度の導入に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業者 次に掲げる事業のいずれかを行う法人をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この号において「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（同条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第12項に規定する福祉用具貸与及び同条第13項に規定する特定福祉用具販売を除く。）を行う事業

イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業

ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業

エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（同条第3項に規定する介護予防訪問看護、同条第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第10項に規定する介護予防福祉用具貸与及び同条第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業

オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

カ 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業

(2) 新採介護職員サポーター制度 本市の区域内の事業所において前号アからカまでのいずれかの事業を行う介護サービス事業者が、当該事業所において、新採介護職員に対して、業務指導、相談対応等に当たる中堅職員をサポーターとして割り当て、人材の育成及び早期離職の防止を図る制度をいう。

(3) 新採介護職員 介護サービス事業者に新たに採用され、本市の区域内の事業所に配

属された介護職員をいう。

(4) 中堅職員 介護サービス事業者に採用された後、おおむね3年以上が経過した介護職員をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する新採介護職員サポーター制度を導入する介護サービス事業者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(1) 新採介護職員及び中堅職員に対し、事前に新採介護職員サポーター制度に関する説明を行うこと。

(2) 市長が別に定める法人等から講師を招へいし、又は当該法人等に委託して中堅職員の人材育成能力の向上を目的とした研修を開催すること。

(3) 前号の講師が介護サービス事業者に対する相談又は支援の経験を有していること。

(4) 第2号の研修が当該年度内に完了すること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業に要する費用（講師の招へい、研修資料の購入に対する費用その他の費用のうち、市長が別に定める費用に限る。）の額の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、100,000円を超えないものとする。

(適用除外)

第5条 市長は、市税を滞納している介護サービス事業者には、補助金を交付しない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。